

「シックハウス」労災認定

4保育士 仮園舎で発症

堺労基署

大阪府堺市の市立保育所の仮設園舎で化学物質によるシックハウス症候群にかかったとして、労災補償を求めていたアルバイトの女性保育士4人に対し、堺労働基準監督署が労災と認定していたことが10日、分かった。シックハウス症候群での労災認定は初めて。大阪市の社屋改装中の会社で働いていた女性も近く労災認定される見通しで、新築や改築のオフィスなどで化学物質に悩む人々の救済が広がりそうだ。(29面に関連記事)

全国初 治療費を補償

堺労基署などによる金額が補償される。昨年5月28日、園舎建て替えに住み、市立五ヶ荘保育所に保育に携わっていたハブ園舎に移った。約10日後から、この4人を含む園児15人と職員1人と園児15人に目や鼻の痛み、気道の炎症などがみられた。医療機関で治療を受け、短期間休業した人もいた。市

職員の3人は公務災害の認定を求めている。堺市の調べでは、この仮設園舎には、シックハウス症候群の原因物質とされるホルムアルデヒド

シックハウス症候群
ことば ホルムアルデヒド(水溶性ホルマリン)などの化学物質を放出する建材や内装材の使用などで室内の空気が汚れ、居住者が目、鼻、のどの痛みや体調の不良を訴える病気。症状が多様で、発生の仕組みなどに未解明の部分が多く、複合要因が考えられる。

が比較的放出されやすい建材が使われていた。厚生労働省によると①

職場の測定でホルムアルデヒドを検出②職場以外に要因がない③症状がホルムアルデヒド中毒に特有④職場を離れると症状が改善する——などを認定の根拠にしたという。一方、改装工事をした大阪市北区の社屋でシックハウス症候群にかかったと訴えていた家庭雑貨卸会社の女性契約社員、花沢裕美子さん(38)は大阪府箕面市に對して、天満労働基準監督署が同

様の理由で労災認定する方針を本人に伝えた。民間施設では初の労災認定となる見通しだ。

厚生労働省によると、シックハウス症候群を理由とした労災申請はほかに1件あり、調査中という。

【大島秀利】